

第 29 号議案

足立区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 29 条第 2 項の規定に基づき設置する食品衛生検査施設（以下「検査施設」という。）について、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき検査施設の設備及び職員の配置についての基準を定めるものとする。

(検査施設)

第 2 条 検査施設には、理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けるものとする。

(機械器具)

第 3 条 検査施設には、試験のために必要な純水装置、定温乾燥器、デュープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の必要な機械及び器具を備えるものとする。

(職員の配置)

第 4 条 検査施設には、試験のために必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

食品衛生法施行令の改正に伴い、食品衛生検査施設の基準を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。